

# 石川県全国がん登録診療所指定要領

## 1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項に基づく診療所の指定等を行うことを目的とする。

## 2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第6条第1項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

## 3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を石川県健康福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）に提出する。

## 4 指定について

知事は、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を受理した場合には、法第6条第2項の診療所として指定し、その旨を申請者に通知する。

指定は、法第6条第4項による辞退、あるいは同条第5項による指定の取り消しがあるまで有効とし、期限の定めはない。ただし、診療所が廃止された場合は、指定通知はその効力を失うものとする。

## 5 指定診療所の申請内容の変更について

指定された診療所の申請内容に変更が生じた場合は、全国がん登録における「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式2）」を速やかに健康推進課に提出する。

## 6 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、全国がん登録における「指定診療所の辞退届（様式3）」を健康推進課に提出する。

## 7 指定の取り消し

知事は、指定された診療所の管理者が法第6条1項の規定に違反したとき、又は、当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和元年12月17日から施行する。

附則 この要領は、令和3年3月31日から施行する。